

協議第 36 号

消防水利の整備等について

次の調整結果について協議を求める。

平成 24 年 1 月 30 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会 長 加 藤 憲 一

| | |
|---------|------------------------------------------------|
| 調 整 結 果 | 1 消防に必要な水利施設（以下「消防水利」という。）は、各市町が設置し、維持及び管理をする。 |
|---------|------------------------------------------------|

（調整理由）

- 1 消防水利の整備等について
 - ・消防水利は、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）第 20 条に基づき市町村が設置し、維持及び管理することとされているから、広域化後も現状どおりとなる。

(協議第36号 消防水利の整備等について) 関係資料

1 関係法令

消防法（昭和23年7月24日法律第186号） 抜粋

（消防水利の基準及び水利施設の設置等の義務）

第20条 消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する。

- ② 消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。

（指定消防水利）

第21条 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能な状態に置くことができる。

- ② 消防長又は消防署長は、前項の規定により指定をした消防水利には、総務省令で定めるところにより、標識を掲げなければならない。

- ③ 第一項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 消防水利状況

(平成23年4月1日現在)

| 市町別 | 区分 | 消火栓 | 防火水槽 |
|------|----|-------|-------|
| 小田原市 | | 2,230 | 649 |
| 南足柄市 | | 695 | 162 |
| 中井町 | | 339 | 126 |
| 大井町 | | 277 | 121 |
| 松田町 | | 241 | 79 |
| 山北町 | | 392 | 92 |
| 開成町 | | 362 | 21 |
| 真鶴町 | | 44 | 82 |
| 合計 | | 4,580 | 1,332 |